

住居確保給付金のご案内

令和2年4月20日から対象者が拡がりました

離職等や休業等に伴う収入の減少により、家賃の支払いに困り、住居を失うおそれが生じている方について、原則3ヶ月間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



◎主な給付要件チェックリスト (4人世帯までの場合)

項目					チェック欄
離職・廃業をした日から2年以内である、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？					<input type="checkbox"/>
世帯の収入が次の収入基準額(※)を超えていませんか？ ※須賀川市の場合					<input type="checkbox"/>
	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	
収入基準額(月額) (家賃額は下記上限まで)	7.8万円 +家賃額	11.5万円 +家賃額	14万円 +家賃額	17.5万円 +家賃額	
支給家賃額(上限額)	43,000円	46,000円	50,000円	53,000円	
申請者及び同居親族の預貯金の合計額が次の表の金額以下ですか？					<input type="checkbox"/>
	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	
預貯金の額	46.8万円	69万円	84万円	100万円	
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？					<input type="checkbox"/>

- ⇒ すべての項目にチェック✓が付いた方は、住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、須賀川市社協まるごと相談窓口へご相談を！
- ⇒ 毎月回、求職活動状況報告書(社協で配布)を来所、郵送により提出していただきます。

■住居確保給付金の支給対象者

次の①から⑦のすべてに該当する方が対象です。

- ①離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある方
- ②申請日において、離職の日から2年以内の方、または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方
- ③離職等の日において、主たる生計維持者であった方
- ④申請する月の、申請者及び申請者と同一の世帯の方の収入の合計額が、基準額に家賃額を合算した金額以下であること。
- ⑤申請日において、申請者および申請者と同一の世帯の方の預貯金の合計が基準額×6（ただし、100万円を超えないものとする）以下であること
- ⑥国の雇用施策による貸付及び市等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯の方が受給していないこと。
- ⑦申請者及び申請者と同一の世帯の方が暴力団員ではないこと。

＜収入基準額＞（基準額+家賃額）

- 単身世帯：7.8万円に家賃額(上限4.3万円)を加算した額
- 2人世帯：11.5万円に家賃額(上限4.6万円)を加算した額
- 3人世帯：14万円に家賃額(上限5.0万円)を加算した額
- 4人世帯：17.5万円に家賃額(上限5.3万円)を加算した額
- 5人世帯：20.9万円に家賃額(上限5.6万円)を加算した額
- 6人世帯：24.2万円に家賃額(上限5.6万円)を加算した額
- 7人世帯：27.5万円に家賃額(上限5.9万円)を加算した額

■支給額（支給期間：原則3ヶ月）

家賃額（世帯人数ごとの上限及び収入に応じて調整された額）を支給します。

※上限額の例：単身=4.3万円、2人世帯=4.6万円、3人世帯=5.0万円、4人世帯=5.3万円

■支給方法

市から、住宅の貸主又は、貸主から委託を受けた事業者の口座へ振込みます。

■その他

一部内容については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた特例の取り扱いとなっており、法改正等により変更となる場合があります。

■お問い合わせ・申請は ■

須賀川市社会福祉協議会 福祉まるごと相談窓口

電話：0248-94-7091

受付時間：（月～金） 8:30～17:15

